



茨城県報

第 452 号

令和 5 年 (2023 年) 10 月 23 日

月 曜 日

目 次

告 示 ページ

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (4 件) (障害福祉課) 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (2 件) (障害福祉課) 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (5 件) (障害福祉課) 3
 - 種畜証明書の交付 (畜産課) 4
 - 茨城県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経営課) 6
 - 都市計画工業団地造成事業 (第 1 期拡張地区) の決定 (都市計画課) 7
 - 都市計画工業団地造成事業 (第 2 期拡張地区) の決定 (都市計画課) 7
 - 下館・結城都市計画公園の変更 (都市計画課)** 7
 - 竜ヶ崎・牛久都市計画道路の変更 (都市計画課) 8
- (病 院 局)
- 病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正 8

告 示

茨城県告示第1180号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により告示する。

令和 5 年10月23日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0812200517	与市訪問介護	茨城県鹿嶋市宮中 290-2 SAS店舗101号室	株式会社ククナ	千葉県佐倉市鐺木 町981番地1 エ ステ・プラザ京成 佐倉駅前808号	令和 5 年 10月 1 日	居宅介護

茨城県告示第1181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定に基

茨城県告示第1193号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第18条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画工業団地造成事業 (第 1 期 拡張地区) を決定したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の 図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年10月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
工業団地造成事業 (常陸那珂工業団地造成事業 第 1 期拡張地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
ひたちなか市 新光町の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第1194号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第18条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画工業団地造成事業 (第 2 期 拡張地区) を決定したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の 図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年10月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
工業団地造成事業 (常陸那珂工業団地造成事業 第 2 期拡張地区)
- 2 都市計画を定める土地の区域
ひたちなか市 新光町の一部
- 3 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第1195号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、下 館・結城都市計画公園を変更したので、同法第20条第 1 項の規定に基づき告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該 都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 5 年10月23日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
公園 (9・5・001号 県西総合公園)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 9・5・001号 県西総合公園
 - ア 追加する部分
筑西市 横塚字町下
 - イ 削除する部分

筑西市 茂田字原山、字南原、字畑屋敷
 深見字館野
 大塚字一本木
 徳持字妙原
 村田字妙原の各一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第1196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画道路を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年10月23日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

道路（3・3・20号 龍ヶ崎市停車場馴柴線）

2 都市計画を変更する土地の区域

3・3・20号 龍ヶ崎市停車場馴柴線

変更する部分

龍ヶ崎市 佐貫一丁目、佐貫二丁目、佐貫三丁目の各一部

佐貫町字留の一部

若柴町字橋向、曾根合、字川崎、字丸田、字留の各一部

馴柴町字一区、字二区、字三区の各一部

川原代町字四区の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

(病 院 局)

茨城県病院局告示第4号

平成18年4月1日茨城県病院局告示第1号で告示した茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）第4条第1項第1号のただし書き、同条同項第2号及び同条第3項中の規定により病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部を次のように改正する。

令和5年10月23日

茨城県病院事業管理者 軸 屋 智 昭

表中

7 人間ドック料	
(1) 人間ドック	44,000円 (ただし、胸部X線検査を実施しない場合は2,200円、 胃部内視鏡検査を実施しない場合は11,000円を減額して 得た額)

下館・結城都市計画公園の変更について（茨城県決定）

都市計画公園中 9・6・001 号県西総合公園を 9・5・001 号県西総合公園に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
広域公園	9・5・001	県西総合公園	筑西市茂田字畑屋敷 横塚字申合 字町下 蓮沼字猿号 桑山字拾四番耕地	約 24.9ha	多目的広場 林間広場 コミュニティクラブハウス テニスコート プロムナード 池 プレイコーナー

「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画公園県西総合公園は、良好な居住環境の確保及びスポーツレクリエーション施設の充実をはかるため昭和58年に都市計画決定され、これまでに先行して約24.8haが整備されて供用を開始している。

今回の変更は、未着手区域に計画されている公園施設が供用済み区域の施設と重複していることや、近年の社会情勢の変化等に鑑みて、広域公園としての機能は既に充足されていると考えられることから、未着手の約30.9haについて廃止とするものである。

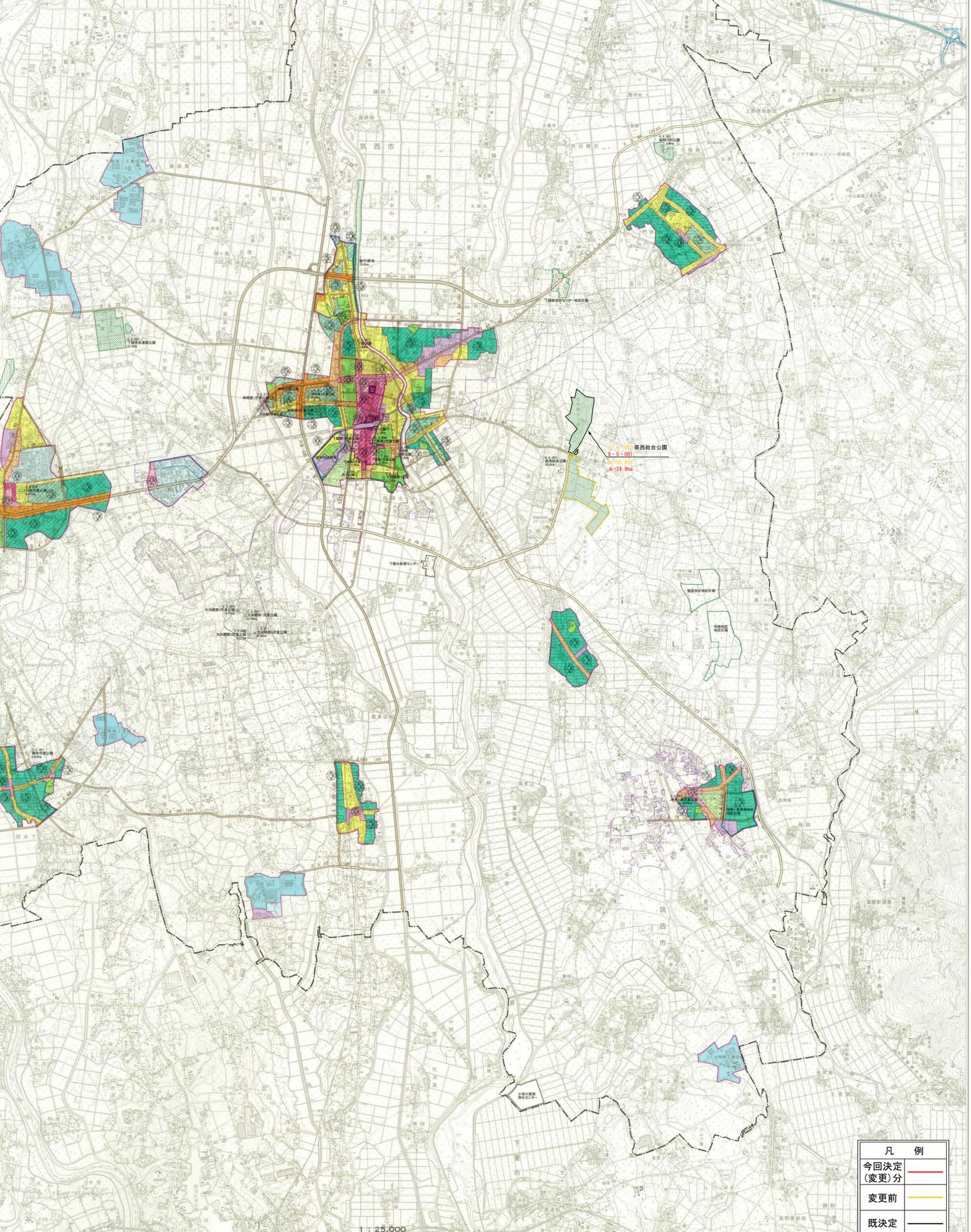
筑西市都市計画図



番号	名称	種別	面積	備考
3.3.1	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	3,470	井上・水戸線
3.3.2	第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	3,472	井上・水戸線
3.3.3	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	3,473	井上・水戸線
3.3.4	第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	3,474	井上・水戸線
3.3.5	第一種住居地域	第一種住居地域	3,475	井上・水戸線
3.3.6	第二種住居地域	第二種住居地域	3,476	井上・水戸線
3.3.7	準住居地域	準住居地域	3,477	井上・水戸線
3.3.8	近隣商業地域	近隣商業地域	3,478	井上・水戸線
3.3.9	商業地域	商業地域	3,479	井上・水戸線
3.3.10	準工業地域	準工業地域	3,480	井上・水戸線
3.3.11	工業地域	工業地域	3,481	井上・水戸線
3.3.12	工業専用地域	工業専用地域	3,482	井上・水戸線
3.3.13	高度利用地区	高度利用地区	3,483	井上・水戸線
3.3.14	防火地域	防火地域	3,484	井上・水戸線
3.3.15	準防火地域	準防火地域	3,485	井上・水戸線
3.3.16	駐車場整備地区	駐車場整備地区	3,486	井上・水戸線
3.3.17	北関東自動車道	北関東自動車道	3,487	井上・水戸線
3.3.18	都市計画道路	都市計画道路	3,488	井上・水戸線
3.3.19	都市計画駐車場	都市計画駐車場	3,489	井上・水戸線
3.3.20	公園	公園	3,490	井上・水戸線
3.3.21	緑地	緑地	3,491	井上・水戸線
3.3.22	下水道排水区域	下水道排水区域	3,492	井上・水戸線
3.3.23	火葬場・と畜場・汚物処理場	火葬場・と畜場・汚物処理場	3,493	井上・水戸線
3.3.24	土地地区画整理事業	土地地区画整理事業	3,494	井上・水戸線
3.3.25	市街地再開発事業	市街地再開発事業	3,495	井上・水戸線
3.3.26	地区計画	地区計画	3,496	井上・水戸線
3.3.27	外壁の後退距離	外壁の後退距離	3,497	井上・水戸線
3.3.28	建築の高さ制限	建築の高さ制限	3,498	井上・水戸線
3.3.29	建築の高さ制限	建築の高さ制限	3,499	井上・水戸線
3.3.30	最小敷地面積	最小敷地面積	3,500	井上・水戸線

名称	種別	面積	備考
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域	3,470	井上・水戸線
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	3,472	井上・水戸線
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	3,473	井上・水戸線
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	3,474	井上・水戸線
第一種住居地域	第一種住居地域	3,475	井上・水戸線
第二種住居地域	第二種住居地域	3,476	井上・水戸線
準住居地域	準住居地域	3,477	井上・水戸線
近隣商業地域	近隣商業地域	3,478	井上・水戸線
商業地域	商業地域	3,479	井上・水戸線
準工業地域	準工業地域	3,480	井上・水戸線
工業地域	工業地域	3,481	井上・水戸線
工業専用地域	工業専用地域	3,482	井上・水戸線
高度利用地区	高度利用地区	3,483	井上・水戸線
防火地域	防火地域	3,484	井上・水戸線
準防火地域	準防火地域	3,485	井上・水戸線
駐車場整備地区	駐車場整備地区	3,486	井上・水戸線
北関東自動車道	北関東自動車道	3,487	井上・水戸線
都市計画道路	都市計画道路	3,488	井上・水戸線
都市計画駐車場	都市計画駐車場	3,489	井上・水戸線
公園	公園	3,490	井上・水戸線
緑地	緑地	3,491	井上・水戸線
下水道排水区域	下水道排水区域	3,492	井上・水戸線
火葬場・と畜場・汚物処理場	火葬場・と畜場・汚物処理場	3,493	井上・水戸線
土地地区画整理事業	土地地区画整理事業	3,494	井上・水戸線
市街地再開発事業	市街地再開発事業	3,495	井上・水戸線
地区計画	地区計画	3,496	井上・水戸線
外壁の後退距離	外壁の後退距離	3,497	井上・水戸線
建築の高さ制限	建築の高さ制限	3,498	井上・水戸線
建築の高さ制限	建築の高さ制限	3,499	井上・水戸線
最小敷地面積	最小敷地面積	3,500	井上・水戸線

区分	表示	形態規制
行政区域	—	市街地
市街化区域	—	市街地
第一種低層住居専用地域	■	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	■	第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	■	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	■	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	■	第一種住居地域
第二種住居地域	■	第二種住居地域
準住居地域	■	準住居地域
近隣商業地域	■	近隣商業地域
商業地域	■	商業地域
準工業地域	■	準工業地域
工業地域	■	工業地域
工業専用地域	■	工業専用地域
高度利用地区	■	高度利用地区
防火地域	■	防火地域
準防火地域	■	準防火地域
駐車場整備地区	■	駐車場整備地区
北関東自動車道	■	北関東自動車道
都市計画道路	■	都市計画道路
都市計画駐車場	■	都市計画駐車場
公園	■	公園
緑地	■	緑地
下水道排水区域	■	下水道排水区域
火葬場・と畜場・汚物処理場	■	火葬場・と畜場・汚物処理場
土地地区画整理事業	■	土地地区画整理事業
市街地再開発事業	■	市街地再開発事業
地区計画	■	地区計画
外壁の後退距離 1.0m	■	外壁の後退距離 1.0m
建築の高さ制限 10.0m	■	建築の高さ制限 10.0m
建築の高さ制限 10.0m	■	建築の高さ制限 10.0m
最小敷地面積 165㎡	■	最小敷地面積 165㎡



凡例	表示
今回決定(変更)分	■
変更前	■
既決定	■